

行政の福祉化促進プロジェクト報告書

平成12年3月

行政の福祉化促進プロジェクトチーム

目 次

頁

I はじめに	1
II 「行政の福祉化促進プロジェクトチーム」における検討の視点	2
III 重点検討項目の設定及び検討概要	3
1 緊急地域雇用特別基金事業の活用の検討	4
2 公共事業等発注における雇用、就業促進の検討	6
3 既存資源の福祉的活用の検討	8
4 新たな雇用・就業機会の創出の検討	13
5 就業（支援）対策〔行政の福祉化〕の体制整備の検討	19
行政の福祉化促進プロジェクト検討項目一覧	20
VII まとめ	22

I はじめに

「自立」とは、府民一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自分らしい生き方や幸せを追求することであり、府は、市町村や民間と連携し、身近な地域における機会や場の提供を通じ、それを支援する役割を担う。

とりわけ、障害者や高齢者など、社会参加や就労への意欲を持ちながら、その機会に十分恵まれていない人々に対する支援に、特に意を用いる必要がある。

このため、府みずからの取り組みとして、福祉分野の制度・施策の枠組みにとらわれず、福祉を基本に住宅・教育・労働など府政の各分野が連携し、障害者や高齢者などの自立支援につながる施策を推進する「行政の福祉化」をすすめていくこととした。

すなわち、障害者や高齢者などに対し、既存資源を福祉サービスや、ふれあい・交流などの活動の場として提供できないか、府の施策を活用して就労や雇用の場を拡充できないかといった視点から、全ての部局が施策を点検し、自立支援のための施策の展開に努めるものである。

昨年11月、副知事をトップとする「行政の福祉化プロジェクトチーム」を設置し、その検討の視点として、(1)雇用・就労支援の充実・強化、(2)既存資源等を活用した福祉施策の推進、(3)「行政の福祉化」の推進体制の確立の3点を設定し、検討をすすめてきたところである。

本報告書に記載した事項については、関係団体からの意見も踏まえ、「ふれあいおおさか障害者計画後期行動計画」などの諸計画への反映に努めるものとし、全庁の取り組みとして、施策の具体化を図っていくこととする。

II 「行政の福祉化促進プロジェクトチーム」における検討の視点

- 「行政の福祉化促進プロジェクト」においては以下の視点を踏まえ、検討することとした。

「行政の福祉化促進プロジェクトチーム」検討の視点

(1) 雇用・就労支援の充実・強化

(府の既存事業・事務を活用した雇用・就労支援方策の検討、
就労の支援につながる施策の企画・立案・実施)

(2) 既存資源等を活用した福祉施策の推進

(府有施設等の既存資源を活用し、福祉サービスの提供や福祉活動の場
として活用)

(3) 行政の福祉化の推進体制の確立

(組織等推進体制の整備、各部局間の連携方策の検討)

(1) 雇用就労支援の充実・強化

- 自立支援型福祉社会を築いていくためには、市町村を中心とした福祉サービスの提供、民間事業者の参入や地域の福祉活動の取り組みの促進など、福祉に関する取り組みを促進していく必要がある。
- 現在、福祉サービスの分野としては、「ふれあいおおさか高齢者計画」「ふれあいおおさか障害者計画後期行動計画」等の諸計画に基づき、計画的なサービスの拡大を図ってきたところであり、在宅・施設サービスについては、一定の進歩が見られるところである。
- しかしながら、雇用・就労の分野においては、障害者等の自立と社会参加に不可欠でありながら、そのニーズに応じた雇用・就労機会が十分供給されているとはいがたい状況にある。

○ このため、府が自らの事業や資源の活用を通じてパイロット的事業を実施していくとともに、就労支援がすすまない現況の分析を行い、問題点の整理や解決手法の検討を行うこととした。

(2) 既存資源・既存施策の活用

○ 自立支援型福祉社会を実現していくためには、高齢者、障害者などをはじめとするすべての人々が、既存の社会システムのなかで生活基盤を確保していく必要がある。

○ また、ノーマライゼーション社会を形成するため、「福祉のまちづくり条例」に基づく都市基盤の整備・改善を図っているところであるが、これに加えて社会的に定着している既存資源の利用用途を拡大し、福祉的な観点で利用・活用することが、障害者や高齢者の社会参加を一層促し、福祉を地域や社会に根付いたものにすることにつながる。

○ さらに、雇用・就労は、既存の行政活動や経済活動等に組み込まれていくことによって安定・継続的な雇用環境の形成につながる。

○ このため、府の行う施策や事務の運用を今一度点検し、障害者等の雇用・就労という観点を関連づけることが効果的である。

○ このため、行政の福祉化促進プロジェクトにおいては、既存施策・既存資源の福祉的活用を図る手法を検討していくこととした。

(3) 行政の福祉化の推進体制の確立

「行政の福祉化」を実施していく体制を整備するため、組織等推進体制の整備、また、個別事業の検討及び実施にあたり、各部局間の連携方策を検討していくこととした。

III 重点検討項目の設定及び検討概要

前記検討の視点に沿って、緊急性や雇用・就労効果が高い課題・専門的課題を下記5つの重点検討項目として設定するとともに、実務的・専門的課題を迅速に検討するため、行政の福祉化促進プロジェクトチームの下に実務担当者をメンバーとする個別課題の検討チームを設け、必要な検討を行うこととした。

1 緊急地域雇用特別基金事業の活用の検討

緊急地域雇用特別基金の活用に当たり、就職困難層に対する雇用機会の拡大を目的の一つとして府独自に位置づけ、事業の実施を通じた雇用就業機会の拡大等を検討した。

■ 検討結果及び実施内容

① 緊急地域雇用特別基金事業による就職困難層の雇用促進方針の策定

- ア 障害者等の就職困難層の雇用・就業（就労訓練）の場の確保を目的とする事業及び将来の雇用に結びつく研修事業等を実施する。
- イ 上記事業以外の基金事業のうち就職困難層の雇用・就業可能な事業については、受託事業者に障害者等の雇用への理解を求めるための啓発を行うことにより就業を促進する。

② 平成12年度の「緊急地域雇用特別基金事業」の計画

ア 就職困難層の雇用又は雇用に結びつく研修等を実施する事業

- ・事業規模 12事業 408百万円（11年度10事業 158百万円）
- ・雇用及び研修受講者数 約 3,000人（11年度実績見込約 1,800人）

イ 就職困難層の雇用可能な事業で、事業者への啓発により雇用を促進する事業

- ・事業規模 51事業 3,006百万円（11年度35事業 1,469百万円）
- ・雇用予定数 未定 （11年度実績見込約 110人）

特に、雇用環境の厳しい障害者について、新規雇用予定者の3%（11年度実績見込⇒2.6%）を目標として設定

③雇用・就業機会の拡充のためのしくみづくり

- ・関係団体等との連携による求人情報の提供を検討
- ・11年度基金事業における雇用創出効果の検証
- ・就労困難層に対する取組の強化を市町村に対し働きかけ

■ 検討のポイント

① 緊急地域雇用特別基金事業による就職困難層の雇用促進方針の策定

障害者をはじめとする雇用環境の厳しい就職困難層に対する働く場の提供を行うため、平成11年度に設置した「緊急地域雇用特別基金」を活用して障害者等の雇用を図ることとし、これを全庁的に進めるため、「就職困難層の雇用促進方針」を策定した。

② 平成12年度「緊急地域雇用特別基金事業」の計画

平成12年度予算においては約3,000人（前年度比66%増）の雇用・研修受講機会を提供することとしている。

③ 雇用・就業機会の拡充のためのしくみづくり

平成12年度は、前記方針に基づき、さらに効果的な雇用促進を図るとともに、障害者等の雇用拡大に結びつくよう、新たに以下の観点を加えた事業の運用を行う。

○ 求人情報の提供の充実

障害者等に対する就職斡旋についてはハローワークが中心的な役割を担っているところであるが、さらに、この事業による障害者等の雇用を促進するため、障害者等へ迅速かつ円滑に情報を提供する方策として障害者団体等を通じた情報提供の検討を行う。

○ 11年度基金事業における雇用創出効果の検証

新規雇用・就業者（府と市町村で約5千人）の検証を行い、12年度以降の事業が、就職困難層の雇用・就業支援について、より効果的なものとなるよう検討する。

○ 市町村への働きかけ

市町村に対しても、本府と同様の基金事業の運用により、障害者等の就業機会の拡大を図るよう、あらゆる機会を通じて必要な助言・指導を行う。

2 公共事業等発注における雇用、就業促進の検討

公共事業や物品等の官公需発注に際して、受注企業等の障害者雇用の状況を配慮することにより、障害者の雇用を促進する方策について検討した。

■ 検討の結果

① 公共事業等の発注について

- 各企業における障害者雇用の状況把握が不可欠
- 競争入札に当たって、障害者雇用について配慮又は排除することは困難
但し、今後とも引き続き研究

② 物品購入について

- 物品、役務等の発注に当たって、少額随意契約を活用し授産施設、福祉工場、作業所等からの調達の拡大を検討

③ 障害者雇用の啓発について

- 公共事業、物品等の発注に当たっての障害者雇用に関する啓発を実施

④ 国に対する要望等について

- ①国自ら積極的に障害者雇用に取り組むこと、②経営事項審査に障害者雇用の状況を反映させること、③公信性のある障害者雇用に関する数値等を把握できる仕組みの構築等を国に要望していく。

■ 検討のポイント

① 公共事業等の発注について

○ 各企業における障害者雇用の状況把握について

公共職業安定所に報告されている各企業ごとの障害者の雇用状況の利用については、i 中小企業（常用労働者数55人以下）については報告義務がない。

ii 公共職業安定所に対する情報を他の目的に利用することができない。などの問題があり、法的な整理が必要である。

○ 競争入札における障害者雇用の配慮または排除

地方自治法・令の規定等により経済的合理性や質の確保等履行能力の見地から公平性が求められる入札制度において、障害者雇用状況により企業を入札時に配慮又は排除することについての法令上の制約の中で、どのような対応が可

能であるか、今後とも研究していく。

また、労働大臣が命令や勧告などの諸手続きを経て法に基づき公表した企業を指名停止などの措置を講じることについて今後検討する。

② 物品購入等における随意契約の活用

地方自治法においては、競争入札を原則としながらも、一定額以下の物品、役務等の発注等については随意契約により調達できることを活用し、授産施設、福祉工場、福祉作業所等からの調達の拡大を検討する。

③ 公共事業、物品等の発注に当たっての啓発実施

入札資格審査申請時に障害者雇用に関する啓発リーフレットを配付するなど、啓発に積極的に努める。さらに、啓発効果を一層高めるため、入札資格審査申請時に障害者雇用の状況に関する報告を求めるなどを検討する。

④ 国に対する要望等

労働省職業安定局長から「障害者多数雇用事業所に対する官公需の発注の配慮について」の文書により各都道府県知事へ依頼があったところであるが、障害者の雇用の促進については、地方公共団体のみならず、国自ら取り組むことが必要である。

このため、国の障害者雇用への一層の取り組みや、経営事項審査に障害者雇用の状況を反映させること、また、特に公信性のある障害者雇用に係る数値等を把握できる仕組みの構築などについて国に要望していく。

3 既存資源の福祉的活用の検討

身近な地域で福祉活動の場やサービスの提供等が求められており、そのため、既存資源をより一層有効活用した施策展開が必要となっている。

このため、福祉部所管以外の施設等既存資源について、各部局との連携を図り、福祉的活用の可能性の検証や検討を行った。

■ 検討結果及び実施内容

既存資源の福祉的活用を推進するにあたり、国制度の改善が必要なもの、今後の事業の進捗やサービスの普及、進展の動向を見極める必要があるもの、異なる施策目的の整合を図るべきものなど施策が進捗しない事由の整理を行い、今後引き続き検討を進めていくこととした。

■ 府営住宅

①現行施策を継続して実施する事項

- 車いす常用者世帯向け住宅（M A I ハウス）、シルバーハウジングの整備
- 知的障害者・精神障害者グループホームへの提供
- 福祉施設との合築・併設の促進

②継続して検討する事項

- 都市型小規模保育所などの託児施設の整備
- 痴呆性高齢者グループホームへの提供
- 介護を必要とする高齢者が入居できる介護体制の確立
- 重度身体障害者が入居できる介護体制の確立
- 特別養護老人ホームからの要退所者の受入れ
- 母子世帯に準ずる世帯の入居
- 住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成

③国へ要望・協議していく事項

- 痴呆性高齢者グループホームの公営住宅法上の制度化

■ 検討のポイント

①現行施策を継続して実施する事項

◎多様な住宅ニーズに応えるため福祉施策と連携した住宅供給に積極的に取り組む。

○車いす常用者世帯向け住宅(MAIハウス)、シルバーハウジングの整備

・車いす常用者世帯向け住宅 (MAIハウス)

453 戸 (昭和56年度～平成11年度実績) ⇒ 50 戸 (平成12年度予定)

・シルバーハウジング

283 戸 (平成3年度～平成11年度実績) ⇒ 24 戸 (平成12年度予定)

○知的障害者・精神障害者グループホームへの提供

・知的障害者グループホーム

12カ所(49人分平成10～11年度実績) ⇒ 21カ所 (84人分平成12年度予定)

・精神障害者グループホーム 1カ所 (定員 5名 平成11年度末実績)

◎福祉施設の合築・併設の促進については、これまでの特別養護老人ホームやデイサービスセンターとの 5 事例を含む社会福祉施設等との合築・併設の実績を踏まえ、今後とも住宅計画の整合性や敷地の貸付け手法等を検討する。

②継続して検討する事項

○都市型小規模保育所などの託児施設の整備

・敷地の有効活用により都市型小規模保育所や保育園の分園など託児施設の整備について、今後とも相互連携を図り、検討する。なお、都市型小規模保育所については、2市2か所で具体的な整備計画を進めている。

(関係課で設置した「府営住宅託児施設整備検討委員会」で引き続き検討)

○痴呆性高齢者グループホームへの提供

・公営住宅法上、設置が位置づけられていないが、府営住宅を活用して整備する場合の課題やその方策について、現在運営中のグループホームの実績を踏まえ、市町村等の意見も聴きながら検討する。

○介護を必要とする高齢者の入居のための介護体制の確立

・公営住宅に介護を必要とする単身の高齢者が入居する場合、公営住宅法においては「自活要件」を満たすことが必要とされていることから、このために

必要な介護体制の確立を検討する。

- ・また、介護保険法の施行に伴う単身の高齢者の「自活要件」の判定方法について検討する。

○重度身体障害者の入居のための介護体制の確立

- ・公営住宅入居の際必要となる「自活要件」を満たすために必要な介護体制の確立について検討する。
- ・介護サービスと連携したケア付き住宅について検討する。

○特別養護老人ホームからの要退所者の受入れ

- ・特別養護老人ホーム退所者を含めて、高齢者（単身者を含む）を住宅困窮度の高い「福祉世帯」として優先枠を設けて募集しているが、退所者の府営住宅の入居が円滑に進むよう検討する。

○母子世帯に準ずる世帯の入居

- ・婚姻関係が事実上破綻しているながら、離婚できない状況にある世帯を公的機関が「母子世帯に準じる世帯」と確認する場合は母子世帯としての応募を認める方向で検討する。

○ 住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成

- ・高齢者の生きがいや健康づくりなどを目指し、住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成の検討を行う。

③国へ要望・協議していく事項

○痴呆性高齢者グループホームの公営住宅法上の制度化

- ・現行の公営住宅法で制度化されていない痴呆性高齢者グループホームの設置に必要な法令改正を国に働きかけていく。

■ 府営公園・花の文化園（府民開放型施設）

①今後実施していく事項

- 売店における授産製品の販売

②継続して検討する事項

- 府営公園で使用する花苗を生産する授産施設の設置
- 花の文化園を障害者の生きがいづくりの場としての提供方策

■ 検討のポイント

①今後実施していく事項

○売店での授産製品の販売

- ・府営4公園の売店で授産製品を販売する方向で調整中（12年度実施予定）
- ・平成7年度から実施している花の文化園での授産製品の販売を拡大する

②継続して検討する事項

○府営公園で使用する花苗を生産する授産施設の設置

- ・授産施設の認可要件及び都市公園法上の公園施設としての位置づけの整理が必要であり継続して検討する。

○花の文化園の障害者の生きがいづくりの場としての提供方策

- ・社会福祉施設に対して、花の日常的な栽培管理を通じ、障害者等のふれあいや生きがいづくりの場を提供する方策を検討。

■ 農林技術センター

①継続して検討する事項

- 農とみどりとのふれあいを通じた交流の場の提供方策

■ 検討のポイント

- 農林業に関する試験研究機関としての特性を生かし、研究事業や自然資源を活用し、高齢者や障害者が農とみどりとのふれあいを通して生きがいを感じ活躍できる交流の場の提供について検討する。

■ 高等学校の余裕教室

①継続して検討する事項

- 「余裕教室の活用指針」の策定及び個別の具体化に向けた検討
- 生徒急増期に増築した別棟のある学校等について、個別に活用の可能性を検討

■ 検討のポイント

- 府立高等学校の余裕教室について、福祉活用による教育的意義と管理責任・安全対策を明確化した「余裕教室の活用指針」を示すとともに、個別の具体化に向け、とりわけ生徒急増期に増築した別棟の活用の可能性を検討する。

■ その他府有地・府有施設の活用

①継続して検討する事項

- 未利用地等公有地所管部局と福祉部局が情報交換・協議を行うシステム構築の検討
- その他の府有施設についての福祉的活用の検討

■ 検討のポイント

現在、庁内組織として「公有財産活用検討委員会」を設置し、概ね1,000 m²以上の未利用地等公有財産の活用についての協議が行われているところであるが、今後、これらの未利用地の福祉目的への利用を促進するため、面積要件にかかわらず、未利用地を所管する各事業課と福祉部局の情報交換、協議・調整を行うシステムの構築を検討する。

また、現在検討している以外の府有施設についても、福祉的な活用を引き続き検討する。

4 新たな雇用・就業機会の創出の検討

就職困難層の雇用・就労機会を創出するため、今後の施策の推進方針を明らかにするとともに、施策推進のための現状把握・問題点の整理と課題ごとの連携体制について検討した。

■ 検討結果及び実施内容

■ 障害者に対する雇用・就労支援の今後の方向

障害者が就労形態を主体的に選択し、決定できるよう、雇用はもとより、生活面の支援を含め、障害者自身の適性と能力に応じた多様な就労の場の確保を図る。

① 障害者の就労に関する啓発と情報提供の強化

- 障害者が持つ技術・技能の情報や行政が実施している支援施策等、多様な情報を提供する「障害者就労支援情報システム（仮称）」の検討等

② 障害者の雇用への移行のための訓練の場の整備・確保

- 知的障害者の雇用の促進をめざす「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合」の業務拡大の支援
- 新たな職域での訓練の場と多様な形態による受け皿の整備の検討
- 情報通信技術を活用した新たな在宅就労の検討

③ 就労訓練を終えた障害者の就労の場の開拓・確保

- 就労の場の開拓と障害者自身による開業等起業に対する支援策の検討
- 技術・技能を持つ障害者を登録し、仕事の発注者とのマッチングを行う人材派遣システムの整備のあり方の検討

④ 授産施設、福祉作業所の機能強化

- 授産訓練事業の機能強化を図る障害者就労支援スタッフ派遣事業の拡充
- 就労促進のための技術・技能の向上のあり方の検討等

⑤ 就労を支える生活面の支援

- 就労面と生活面を一体的に支援する「障害者就労・生活支援の拠点づくり推進事業」の実施

⑥ 「障害者就労支援ビジョン（仮称）」の策定

■ 検討のポイント

① 障害者の就労に関する啓発と情報提供の強化

障害者の就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障害者及びその家族の就労への意欲を喚起するため、府庁内外の既存の広報啓発手段を利用した啓発活動を強化する。

また、求職情報を含め就労に関する総合的な情報提供を行なえるよう「障害者就労支援情報システム（仮称）」の構築に向けた検討を進める。

② 障害者の雇用拡大に向けた訓練の場の整備・確保

障害者の就労訓練の場としては、授産施設や養護学校、職業訓練校でのサービスがあるが、現状では雇用へ結びつきにくい状況にある。

このため、「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合」における清掃業務の拡大（平成11年度9人⇒平成12年度50人）により、雇用機会の拡大に努めるほか、同組合における清掃以外の業務拡大の可能性について検討する。さらに、このような取り組みを地域レベルに浸透させるため、新たな事業協同組合や会社の設立など多様な形態による職域開発の検討を行う。

また、情報通信技術を活用した新たな在宅就労の検討やインターンシップ制度を活用した就労機会の創出の検討を行う。

③ 就労訓練を終えた障害者の就労の場の確保

障害者の就労開拓については、公共職業安定所における斡旋や就職面接会の開催、求人求職情報誌の発行などが行なわれているところであるが、現実の雇用に結びつきにくく、また、就職しても中には1～3年で離職する者もある。

さらに開業、起業については、支援策が未整備であるのが現状である。

このため、企業や団体等との連携による就労の場の開拓や就労定着を支援するチームの設置、障害者自身による開業等起業の支援策の検討や技術・技能をもつ障害者を登録し、仕事の発注者とマッチングさせる人材派遣システムの整備について検討を行なう。

また、授産施設、福祉作業所が行なってきた職場開拓情報の収集と交換の場を設置する。

④ 授産施設、福祉作業所等就労の場の整備と機能強化

授産施設については、就労訓練の場としてだけでなく生活の場として認識されていることも多く、就労支援に関する取り組みを弱めている側面がある。

また、無認可の福祉作業所については、養護学校卒業時に雇用に結びつかなかった者や授産施設の利用を待っている者、就職したものの中止した者、重度障害者等の社会参加、生きがいづくりなどの場となっている。

授産施設、福祉作業所とも、工賃水準は非常に低い現状にあり、より高い水準を目指していくためには、ややもすれば曖昧になりがちな授産施設、福祉作業所の位置づけを就労の場として明確に位置づけ、たとえ雇用に至らなくても、作業によって一定水準の収入を得て、年金収入等と合わせて自活することを目指せるよう機能強化を図ることが必要である。

具体的には、授産訓練事業の機能強化を図る「障害者就労支援スタッフ派遣事業」を実施するほか、授産事業の活性化への指針づくりや、より高い技術・技能を有する障害者の養成を目指すための職域、指導者養成プログラム、カリキュラム開発など、就労促進のための技術・技能向上のあり方について検討を進める。

⑤ 就労を支える生活面の支援

事業者の障害者の就労に関する理解不足や障害者、その家族の不安感を取り除き、安心して企業等への就職にチャレンジできる条件整備が求められている。

このため、就職準備、現場実習、就職後の定着支援等の就労面の支援と日常生活の維持等の生活面の支援を一体的に提供するための拠点を整備する「障害者就労・生活の支援拠点づくり推進事業」を実施する。

⑥ 「障害者就労支援ビジョン（仮称）」の策定

障害者の就労に関する様々な課題に関し、行政はもちろんのこと、障害者やその家族、事業者、地域の理解と協力を得ながら、障害者の就労に対する支援を体系的、総合的に推進するため、「障害者就労支援ビジョン（仮称）」を策定する。

■ 母子家庭に対する雇用・就労支援の今後の方向

母子家庭が経済基盤を確立するためには、安定した収入を得られる雇用に結びつくことが不可欠であることから、福祉・労働の両面から、就労（雇用）に至るまでの支援策の充実を図る。

① 自立就労促進支援事業「ステップ事業」の実施

福祉サイドからの支援策を強化するため、就労困難層を対象に、各種の資格取得を目的とする自立促進講座受講後に就労に向けた研修や就業のための訓練を行い、就労促進を効果的に高める「ステップ事業」を実施

② 就労支援システムの構築

福祉機関における相談、情報提供、サービス紹介等の機能の充実と労働分野も含む関係機関との連携により、総合的な支援システムを構築

③ 労働施策とのタイアップの強化

「福祉」と「労働」の連携による施策充実や施策間の相互補完を検討

■ 検討のポイント

① 自立就労促進支援事業の実施

子育てに伴う通勤時間や勤務時間の制約がある中で、就労経験が乏しい、資格・技能を持たないなどのハンディを克服するため、従来より自立促進講座を実施してきたが、さらに就労促進を効果的に行うために、講座修了者に対し、就業のための訓練や研修をコーディネイトした「ステップ事業」を実施する。

② 就労支援システムの構築

母子家庭の就労ニーズを自立支援の観点から、生活全体のニーズとの関連で捉えた上で、就労に向けた支援を行うため、相談、情報提供、サービス紹介等の機能を充実すると共に、公共職業安定所等労働分野も含む関係機関の連携により、多様な情報と施策を効果的に活用できるシステムを構築する。

③ 労働施策とのタイアップの強化

母子家庭の就労支援は、それぞれの家庭のニーズに応じ、段階的かつ継続的

に行うことができるよう、生活支援と雇用支援を組み合わせる必要がある。

このため、福祉施策と労働施策を実施する関係機関のタイアップによる施策の有効活用や施策間連携を図る作業を通じて、母子家庭の雇用を促進する。

■ 高齢者に対する雇用・就労支援の今後の方針

平成12年度から国へ一元化される職業安定行政との連携を図りながら、高齢者の就労に対する多様なニーズに応えられるよう、「働く（活動する）」喜びの実感を得ることのできる、趣味などの単なる自己実現を目的としたものではなく対価の有無を問わない社会参加活動をも「就労的な活動」ととらえ、支援策の充実に努める。

- ① シルバー人材センターの活用
- ② 就労的生きがいづくり活動の促進
- ③ 「就労的な活動」への支援

■ 検討のポイント

① シルバー人材センターの活用

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づきシルバー人材センターが定年退職後等において臨時的・短期的な就業を希望する概ね60歳以上の会員に対し、就業機会を提供していく。

② 就労的生きがいづくり活動の促進

高齢者の就労的生きがいづくり活動の促進のため、引き続き、地域の先駆的な活動の促進・奨励事業として実施し、市町村との連携を図りながら高齢者が活動しやすい新しいユニークな活動事例を積極的に収集・情報発信するなど活動のきっかけづくりに努めていくとともに、高齢者の活動計画を円滑に進めていくため、相談事例・活動事例などを体系的に整理・蓄積し、活動の種類ごとに運営マニュアルをつくるなど、相談機能の強化を図っていく。

③ 「就労的な活動」への支援

「働く（活動する）」喜びの実感を得ることのできる「就労的な活動」については、介護保険導入を契機として、介護予防を図り、自立生活を支援する観点から再編する「在宅高齢者総合支援事業」を活用し、市町村が「就労的な活動」への支援を行う際に、より地域の実情等にあった柔軟な事業が展開できるよう、その支援の充実を図っていく。

5 就業（支援）対策 [行政の福祉化] の体制整備の検討

雇用・就業支援対策の充実のための体制を整備するとともに、今後の行政の福祉化の取り組みを着実に行うための進行管理のための体制を検討した。

■ 雇用・就業支援のための組織強化

- ① 自立や社会参加、生きがいづくりの強化・推進（健康福祉部）
 - 障害保健福祉室内に「就労支援課」を設置
 - (就労開発グループと就業技術グループを設置し、就労支援ビジョンの作成、就労の場の開拓確保、人材派遣システムの構築等を実施)
 - あわせて、障害者の就労支援施策に係る総合調整のため、同課を事務局とする全庁横断的な連絡会議を設置
 - ・児童福祉課の家庭福祉グループに母子の自立支援担当課長補佐を設置
- ② 雇用支援の強化・推進（商工労働部）
 - 雇用推進室内に「対策課」を設置
 - (雇用促進グループを設置し、高齢者・障害者雇用施策を実施)
- ③ 職員の兼務または併任
 - 就労就業支援施策の整合性を図るとともに、効果的な実効性を担保するため、関係部局を含め、関係課の担当職員を必要に応じて相互に兼務または併任

■ 今後の行政の福祉化の進行管理

- 行政の福祉化に係る個別課題・施策 ⇒ 関係部局で引き続き検討・実施
- 行政の福祉化の推進・進行管理 ⇒ 健康福祉部健康福祉総務課が担う

行政の福祉化促進プロジェクト検討項目一覧

項 目	事業概要
12年度中に実施する事項 (19項目)	<p>【緊急地域雇用特別基金事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急地域特別基金の活用による障害者雇用等の拡大 ②求人情報の提供の充実 ③雇用効果の検証 ④市町村への働きかけ <p>【公共事業発注における雇用、就業促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤公共事業、物品等の発注にあたっての障害者雇用の啓発の実施 <p>【既存資源の福祉的活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥府営住宅における車いす常用者世帯向け住宅(MAIハウス)の整備 ⑦府営住宅におけるシルバーハウ징の整備 ⑧知的障害者・精神障害者グループホームへの府営住宅の提供の拡大 ⑨府営公園・花の文化園における授産製品の販売 <p>【新たな雇用・就業機会の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩障害者の就労に関する啓発の強化 ⑪大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合の事業拡大 ⑫障害者就労の場開拓チーム、障害者定着支援チームの設置 ⑬授産施設、福祉作業所等の機能強化 ⑭障害者就業・生活支援センターの準備事業の推進 ⑮「障害者就労支援ビジョン(仮称)」の策定検討 ⑯母子家庭自立就労支援事業「ステップ事業」の開始 ⑰高齢者の就労的生きがいづくり活動の促進 ⑱高齢者の「就労的な活動」への支援 <p>【就業(支援)対策(行政の福祉化)の体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑲自立支援のための組織強化
12年度中に方向性を見出す事項 (27項目)	<p>【公共事業発注における雇用、就業促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物品購入等における随意契約の活用の検討 ②公共事業、物品等の発注にあたっての障害者雇用の啓発の実施 <p>【既存資源の福祉的活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③府営住宅敷地の有効活用による福祉施設との合築や併設 ④府営住宅敷地の有効活用による都市型小規模保育所など託児施設の整備 ⑤府営住宅の痴呆性高齢者グループホームへの提供

行政の福祉化促進プロジェクト実績項目一覧

項 目		事 業 概 要
12年度中に方向性を見出す事項（続き）	<p>【既存資源の福祉的活用（続き）】</p> <p>⑥介護を必要とする高齢者の府営住宅入居のための介護体制の確立</p> <p>⑦重度身体障害者の府営住宅入居のための介護体制とその確立</p> <p>⑧特別養護老人ホームの要退所者の府営住宅への受け入れ</p> <p>⑨府営住宅における住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成</p> <p>⑩母子世帯に準ずる世帯の府営住宅への入居</p> <p>⑪府営公園の福祉的活用の検討</p> <p>⑫花の文化園を障害者の生きかいづくりの場として提供</p> <p>⑬農林技術センターにおける農とみどりのふれあいを通じた交流の場の検討</p> <p>⑭府立高校余裕教室の福祉的活用の検討</p> <p>⑮未利用地等公有地所管部局と福祉部局が情報交換・協議を行うシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自活要件を満たすための介護体制の検討 ○自活要件を満たすための介護体制の検討 ○入居の円滑化の方策について検討 ○高齢者の生きかいや健康づくりを目指し、住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成の検討 ○婚姻関係が事实上破綻している世帯の母子の入居について検討 ○府営公園で使用する花苗の生産を通じて障害者と来園者が交流できる授産施設を公園内に設置することについて検討 ○社会福祉施設に対し場の提供を行う方策について検討 ○農林業に関する試験研究機関としての特性を生かし、農とみどりとのふれあいを通じた交流の場の提供方策を検討 ○「余裕教室の活用指針」の策定及び生徒急増期に増築した別棟の活用の検討 ○面積要件にからむらず未利用地を福祉活用するための情報交換を行うシステムの構築を検討
	<p>【新たな雇用・就業機会の創出】</p> <p>⑯「障害者就労支援情報システム（仮称）」の検討</p> <p>⑰新たな障害者の職域開発の検討</p> <p>⑱新たな障害者雇用の受け皿整備の検討</p> <p>⑲情報通信技術を活用した新たな在宅就労の検討</p> <p>⑳インターンシップ制度を活用した就労機会の創出の検討</p> <p>㉑障害者の生業・起業に対する支援の検討</p> <p>㉒「障害者就労人材センター（仮称）」の検討</p> <p>㉓授産施設・作業所が行っている職場開拓情報の収集・交換</p> <p>㉔授産訓練事業の活性化への指針づくりと誘導</p> <p>㉕障害者の就労支援のための技術・技能向上のあり方の検討</p> <p>㉖母子家庭就労支援システムの構築</p> <p>㉗母子家庭の就労支援に労働施策とのタイアップの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の技術・技能や、行政の支援施策に関する情報等、多様な情報を提供するシステム構築を検討 ○クリーニング、リサイクル、食品加工、給食調理、福祉施設、病院の介護補助等の職域開発の検討 ○新たな事業協同組合の設立、会社方式の検討 ○養護教育諸学校等における情報技術教育の充実 ○実習生として企業で働く機会を設けているインターンシップ制度の活用の検討 ○起業化にかかるノウハウの提供や経営指導方策の検討 ○就労を望む障害者の登録と求人情報のマッチングのシステムの検討 ○授産施設等が保有する職場開拓の情報交換を行う場の設置 ○共同受注など活性化に向けた取り組みを誘導するための指針の策定 ○指導技術の向上及び効果的な訓練メニューの開発のあり方を検討 ○福祉機関における相談等の機能の充実と労働機関も含む関係機関との連携により、総合的な就労支援システムの構築について検討 ○福祉と労働の連携による施策充実や施策間の相互補完の検討
中長期的に研究・検討していく事項（2項目）	<p>【公共事業発注における雇用・就業促進】</p> <p>①競争入札における企業の障害者雇用状況による配慮または排除</p> <p>②各企業における障害者雇用の状況把握手法の研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○法的な課題等を整理、実施の可否について研究 ○法的な課題等の整理、実施の可否について研究
国への要望を行う事項（4項目）	<p>【公共事業発注における雇用・就業促進】</p> <p>①国における障害者雇用への一層の取り組み</p> <p>②経営事項審査に障害者雇用の状況を反映させること</p> <p>③公信性ある障害者雇用にかかる数値等を把握できる仕組みの構築</p> <p>【既存資源の福祉的活用】</p> <p>④公営住宅法における痴呆性高齢者グループホームの制度化</p>	

VII まとめ

今回の報告書は、府の取り組みとして、「福祉」を基本的な視点に据え施策を立案・推進する「行政の福祉化」の当面の重点課題についての方向づけを行ったものである。

今後、障害者等の就労困難な方々の雇用促進は全庁的な課題であるという認識のもと、部局を越えた協力・連携を一層深め、「行政の福祉化」の視点に立って、引き続き課題克服に努めていくものとする。

その際、国や市町村、民間部門との役割分担を明確にしながら、国に対し法制度上の改善を要請したり、民間の理解と協力をさらに求めていかなければならないものもある。また、本報告書で整理したものにとどまらず、府政の各分野において、自立支援の観点からさらなる点検を行っていく必要がある。

「行政の福祉化」は、「自立支援型福祉社会」をめざし、障害者や高齢者への就労機会の創出や福祉サービス、ふれあい・交流の場の提供に向けて、府の持てる資源やノウハウを最大限活用しようとするものである。

こうした努力を着実に重ねていくことによって、府民の幅広い理解と協力のもと、障害者や高齢者の自立支援のため取り組みが、地域における様々な活動の中にしっかりと根づいたものになることを期待するものである。

